

五 薬局を開設する法人であつて、その開設するもの

六 助産所を開設する社会福祉法人又は労働者協同組合

七 歯科技工所を開設する法人であつて、その開設する歯科技工所の經營を主たる事業とするもの

八 衛生検査所を開設する法人であつて、その開設する施術所の經營を主たる事業とするもの

九 前条第五号に掲げる施設を開設する社会福祉法人又は特定病院等開設者

十 前条第六号又は第七号に掲げる施設を開設する者であつて、次に掲げるもの

イ 社会福祉法人

ロ 嘗利を目的とする法人

ハ 第四号の厚生労働大臣の定める者

(貸付けを受けることができる者)

第五条 法第十二条第一項第三号の政令で定める者は、次とおりとする。

一 法第十二条第一項第三号に規定する指定訪問看護事業(次号において「指定訪問看護事業」という。)を行なう社会福祉法人

二 その他指定期間訪問看護事業を行なう者であつて、厚生労働大臣の定めるもの

(貸付けの対象となる事業)

第六条 法第十二条第一項第五号の政令で定める事業は、次のとおりとする。

一 身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において入浴・排せつ・食事等の介護を行う事業(次号に掲げるものを除く。)

二 自ら入浴するのに支障がある者に対し、その者の居宅に浴槽を搬入し、使用させる事業であつて、同時に入浴の介護を行なうもの

三 主として日常生活上の便宜を図るために用具(専ら身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という。)に使用させることを目的として製作したものに限る。)を要介護者又は要介護者の介護に係る者に貸貸し、又は販売する事業であつて、厚生労働大臣の定める基準に適合するもの(心身障害者扶養共済制度の要件)

第七条 法第十二条第二項の政令で定める共済制度は、次に掲げる要件に該当するものとする。

一 精神又は身体に障害のある者（以下この条において「心身障害者」という。）を扶養する者を加入者とするものであること。

二 加入者が地方公共団体に掛金を納付することであること。

三 地方公共団体が心身障害者の扶養のための給付金を支給するものであること。

四 給付金は、加入者の死亡及び重度の障害をもつてのこと。

五 給付金は、心身障害者に対して支給されるものであること。

六 給付金は、心身障害者が死亡するまで定期に支給されるものであること。

（機構債券の形式）

第八条 独立行政法人福祉医療機構債券（以下「機構債券」という。）は、無記名利札付きとす。る。

（機構債券の発行の方法）

第九条 機構債券の発行は、募集の方法による。（機構債券申込証）

第十条 機構債券の募集に応じようとする者は、独立行政法人福祉医療機構債券申込証（以下「機構債券申込証」という。）にその引き受けようとする機構債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある機構債券（次条第二項において「振替機構債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を機構債券申込証に記載しなければならない。

3 機構債券申込証は、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 機構債券の名称

二 機構債券の総額

三 各機構債券の金額

四 機構債券の利率

五 機構債券の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方針及び期限

七 機構債券の発行の価額

八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨

九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨

十一 応募額が機構債券の総額を超える場合の措置

第一 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

法第十九条の規定により、その債務の担保に供するため機構の貸付債権が信託会社等（同条に規定する信託会社等をいう。以下この項において同じ。）に信託された機構債券（以下「貸付債権担保機構債券」という。）に係る機構債券申込証には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 信託の受託者たる信託会社等の商号

二 担保に供するため信託された貸付債権の概要の表示

（機構債券の引受け）

第十一條 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が機構債券を引き受ける場合又は機構債券の募集の委託を受けた会社が自ら機構債券を引き受ける場合には、その引き受ける部分については、適用しない。

2 前項の場合において、振替機構債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替機構債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を機構に示さなければならぬ。

（機構債券の払込み）

第十三條 機構債券の募集が完了したときは、機構は、遅滞なく、各機構債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

（債券の発行）

第十四條 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、機構債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2 各債券には、第十条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項（貸付債権担保機構債券にあつては、これらの事項及び同条第四項第一号に掲げる事項）並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

（機構債券原簿）

第十五条 機構は、主たる事務所に独立行政法人福祉医療機構債券原簿（次項において「機構債

2 機構債券原簿には、次に掲げる事項を記載しない。
一 機構債券の発行の年月日
二 機構債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、機構債券の数及び番号）
三 第十条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項（貸付債権担保機構債券にあっては、これらの事項及び同条第四項各号に掲げる事項）
四 元利金の支払に関する事項
(利札が欠けている場合)
第十六条 機構債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。
2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、機構債券は、これに応じなければならない。
(機構債券の発行の認可)
第十七条 機構債券は、法第十七条第一項（法附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
一 機構債券の発行を必要とする理由
二 第十条第三項第一号から第八号までに掲げる事項
三 機構債券の募集の方法
四 機構債券の発行に要する費用の概算額
五 第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 作成しようとする機構債券申込証
二 機構債券の発行により調達する資金の用途を記載した書面
三 機構債券の引受けの見込みを記載した書面
第十八条 機構債券の引受けの見込みを記載した書面による厚生労働大臣への権限の委任
第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる業務に係る損失の危険の管

第一条 (施行期日) この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年一月一七日政令第二二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十七号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十二年十一月二十七日)から施行する。

附 則 (平成二三年九月二二日政令第二二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二四年二月三日政令第二二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年一月一八日政令第五二号) 抄

(施行期日)

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年五月一六日政令第一四六号)

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二七日政令第三九号) 抄

(施行期日)

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月三一日政令第一二一号)

(施行期日)

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月一八日政令第七四号) 抄

(施行期日)

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

